

## 金商法改正法案が国会提出、施行は公布の日から2年以内

## 大量保有報告制度及び公開買付制度の見直し

政府は3月15日、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。今回の改正法案は、資本市場の活性化に向け、「公開買付」「大量保有報告」「投資運用業」等に関する制度を整備するもの(法律案要綱は今号8頁参照)。公開買付制度の見直しでは、市場内取引(立会内)を同制度の規制の対象とするとともに、公開買付けの実施が義務付けられる議決権割合を現行の「3分の1」から「100分の30」(30%)に引き下げる。また、大量保有報告制度の見直しでは、「共同保有者」の範囲が法令上不明確であることが協働エンゲージメントの支障になっていることから、法令によりその範囲を明確化する。公開買付制度及び大量保有報告制度の見直しに関しては、改正金融商品取引法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

今回の改正法案は、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(座長:神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)が取りまとめた報告書を踏まえたもの。同WGでは、2023年6月から6回にわたり、公開買付制度、大量保有報告制度、実質株主の透明性のあり方について検討を行ってきたが、結論までには至らなかった項目も多かったため、今回の改正は必要最低限のものにとどまっている。

## び 市場内取引(立会内)も公開買付けの対象

現行の公開買付制度では、①多数の者(60日間で10名超)からの市場外取引による買付け等の後の株券等所有割合が5%超となる場合(いわゆる5%ルール)、②市場外取引又は市場内取引(立会外)による買付け等の後の株券等所有割合が3分の1超となる場合(いわゆる3分の1ルール)に公開買付けの実施が義務付けられているが、立会内については、誰もが参加でき、取引の数量や価格が公表され、競争売買の手法によって価格形成

正性が担保されているとの考え方に基づき、 公開買付制度の対象となっていない。

## 投資判断に必要な情報・時間が不十分

公開買付けの実施が義務付けられているのは、会社支配権に重大な影響を及ぼすような証券取引の透明性・公平性を確保する観点から設けられたものであるが、昨今では市場内取引等を通じた非友好的買収事例が増えているといった状況がある。

例えば、アジア開発キャピタルが東京機械 制作品の豊原防衛等の美しよめを求めた東供

最新号(3月25日号)の掲載記事となります。 本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。

master No 1020 2024 3 25